

## 令和8年春の全国交通安全運動実施要綱

### 1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、安全な道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 2 期間

令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間

### 3 交通事故死ゼロを目指す日

令和8年4月10日（金）

### 4 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

（岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体名簿のとおり）

### 5 運動の重点

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

### 6 運動の重点の趣旨と推進項目

#### (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要な課題であるところ、全国的には、交通事故による幼児・児童（小学生）の死者、重傷者では歩行中や自転車利用中の割合が高く、また、歩行中の幼児・児童の死者・重傷者は登下校中の時間帯に多いほか、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。加えて、こどもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行中の割合が最も高く、その中でも高齢者の占める割合は高いほか、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。このため、こどもを始めとする歩行者の安全確保が急務であり、全ての歩行者に対し、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図り、正しい横断方法等を実践するよう促していくことが必要である。

#### 【推進項目】

##### ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ・ 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等にお

ける見守り活動等を推進する。

- ・ 登下校時間帯に合わせて外に出るなど、時間と場所を工夫し、何かをしながら登下校中のこどもを見守る「ながら見守り」を推進する。
- ・ こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進する。
- ・ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるため、広報啓発活動を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策等を推進する。
- ・ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等を推進する。
- ・ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発を推進する。

## イ 歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

- ・ 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者の被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組を推進する。
- ・ 横断歩道を渡ることや信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的なルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、横断歩道を渡るときには、手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等について促す取組を推進する。
- ・ 歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進や、安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等からの幼児、児童へ教育を促す取組を推進する。
- ・ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（横断歩道以外での横断中が多いなど）を踏まえ高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を推進する。
- ・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と、自発的な着用を促す取組を推進する。

## (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

全国で、スマートフォン等の画像を注視する等して自動車を運転する「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にある。また、死亡事故の3割以上が車両対歩行者の交通事故であり、いまだ横断歩道における自動車の一時停止が徹底されていないほか、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がる

につれて低下する傾向にある。

このため、自動車等の運転者に対して、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先意識の向上を図るとともに、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していくことが必要である。

## 【推進項目】

### ア 「ながらスマホ」の根絶

- ・ 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性について広報啓発を推進する。
- ・ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。

### イ 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ・ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。
- ・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。
- ・ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組を推進する。

### ウ 飲酒運転の根絶

- ・ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組を推進する。
- ・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底を図る。

### エ 妨害運転等の防止対策

- ・ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

### オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- ・ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法について広報啓発を推進する。
- ・ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用の広報啓発を推進する。

- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導や広報啓発を推進する。

#### **カ 高齢運転者の交通事故防止対策**

- ・ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進する。
- ・ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する支援施策の広報啓発により自主返納を促進する。

#### **キ 外国人運転者の交通事故防止対策**

- ・ 母国との交通ルールの違い等を理解するためにリーフレット等を活用した交通安全教育を推進する。
- ・ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知を図る。
- ・ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等を推進する。
- ・ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育を強化する。
- ・ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けを推進する。

#### **ク 二輪車運転者に対する広報啓発**

- ・ 二輪車の特性の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- ・ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発を推進する。
- ・ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発を推進する。

### **(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底**

全国の情勢として、全事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にあり、自転車利用中の交通事故負傷者数は15歳以上19歳未満の若年層の割合が顕著に高い。また、自転車乗車中の死者の半数以上が頭部に致命傷を負っているほか、自転車利用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車利用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。

加えて道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止や酒気帯び運転等に対する罰則が創設されたほか、令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。このため、広く県民に対して、交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

特定小型原動機付自転車に関しては、自転車や一般原動機付自転車と比較して信号の遵守、車道通行の原則など、基本的な交通ルールが守られておらず、交通ルールの遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

## 【推進項目】

### ア 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- ・ 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や、自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールを周知する。
- ・ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転等に対する罰則の創設）に関する広報啓発を推進する。
- ・ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育を推進する。
- ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や関係事業者等に対する交通安全対策の働きかけ等を推進する。

### イ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- ・ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（令和4年条例第8号。以下「自転車条例」という。）及び道路交通法による努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組を推進する。
- ・ 幼児乗車中の自転車の特性（重心が高く不安定であること）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。

- ・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。
- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車条例で加入義務とされている自転車損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進する。

#### **ウ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進**

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育を推進する。
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のためのヘルメット着用の取組を推進する。
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。

### **7 運動の進め方及び効果の検証**

各実施機関・団体は、相互に連携、協力し、地域一体となった運動が展開されるよう、組織の特性に応じた取組や情報通信技術の普及も踏まえた、多様な形態の運動を推進する。

運動終了後には、その効果の評価を行い、実施結果を把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう努める。

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体（順不同）		
<b>官公庁等</b>	中日本高速道路(株) 日本郵便(株)東海支社 (一社)岐阜県指定自動車教習所協会 中部鉄道協会 (一社)岐阜県自動車会議所 (公社)岐阜県バス協会 岐阜県タクシー協会 (一社)岐阜県トラック協会 (一社)岐阜県自家用自動車協会 (一社)岐阜県自動車整備振興会 岐阜県自動車販売店協会 岐阜県自転車軽自動車商協同組合 岐阜県軽自動車協会 岐阜県中古自動車販売協会 岐阜県レンタカー協会 岐阜県自動車車体整備協同組合 岐阜県自動車電装品整備商工組合 軽自動車検査協会岐阜事務所 (一社)日本二普協 岐阜県二輪車普及安全協会 損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所	(一社)岐阜県農業会議 岐阜県農業協同組合中央会 (一社)ぎふ総合健診センター (一社)岐阜県観光連盟 (一社)岐阜県経営者協会 (一財)岐阜県消防協会 (公財)岐阜県防犯協会 (一社)岐阜県警備業協会 (一社)岐阜県危険物安全協会 岐阜県中小企業団体中央会 岐阜県商工会議所連合会 岐阜県商工会連合会 (一社)岐阜県建設業協会 岐阜県砂利協同組合 岐阜県石油商業組合 岐阜県森林組合連合会 岐阜県木材協同組合連合会 岐阜県小売酒販組合連合会 岐阜県生コンクリート工業組合 全岐阜県生活協同組合連合会 岐阜県民共済生活協同組合
<b>教育関係団体等</b>	(独)自動車事故対策機構岐阜支所 自動車安全運転センター岐阜県事務所 岐阜県自動車共済協同組合 岐阜県農業機械商業協同組合 (公財)日本道路交通情報センター岐阜センター (一社)日本自動車連盟岐阜支部 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	<b>交通安全関係団体</b> 各市町村交通安全対策協議会 岐阜県交通安全女性協議会 各交通安全女性団体 各幼児交通安全クラブ (一財)岐阜県交通安全協会 各地区交通安全協会
<b>青少年・地域・福祉団体等</b>	<b>その他の関係団体</b> 岐阜県美容業生活衛生同業組合 岐阜県理容生活衛生同業組合 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合 生活衛生同業組合岐阜県映画協会 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 岐阜県料理生活衛生同業組合 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合 岐阜県飲食生活衛生同業組合 岐阜県食肉生活衛生同業組合 岐阜県鮪商生活衛生同業組合 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 各ライオンズクラブ 各ロータリークラブ (一社)岐阜銀行協会 岐阜県信用金庫協会 (一社)東海信用組合協会 岐阜県弁護士会 (一社)岐阜県医師会 (公社)岐阜県歯科医師会	<b>報道機関</b> 日本放送協会 岐阜放送(株) (株)CBCテレビ 岐阜支社 東海テレビ放送(株) 東海ラジオ放送(株) 名古屋テレビ放送(株) 中京テレビ放送(株) (株)岐阜新聞社 (株)中日新聞社 (株)毎日新聞社 (株)朝日新聞社 (株)読売新聞社 (株)日本経済新聞社 (株)中部経済新聞社 (株)日刊工業新聞社 (株)時事通信社 (一社)共同通信社 (株)エフエム岐阜
<b>交通・運輸関係団体等</b>		
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	(公社)岐阜県歯科医師会	